平成２１年（フ）第２４６１号
福岡県宗像市三郎丸３丁目38番５号
債務者　塚内　芳已
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６５号
福岡県朝倉市堤1570番地１サンジェルマン102号
債務者　村上美智子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６８号
福岡市中央区六本松３丁目11番25号
債務者　高田　倫枝
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７１号
福岡県春日市上白水２丁目23番地ハーベスト103号
債務者　梶原　由美（旧姓里美）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７８号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番３―311号
債務者　坂上　桂子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８０号
福岡市西区姪の浜４丁目12番26号301
債務者　中村　伸二
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９３号
福岡県古賀市花見東３丁目６番１―105号
債務者　成田　久彰
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９５号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目14番24号
債務者　田村　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９８号
福岡市中央区伊崎４番９号
債務者　三浦　嘉子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０３号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目２番７号
債務者　柏田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１１号
福岡市中央区赤坂２丁目６番５―801号
債務者　岩隈　嘉博
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１２号
福岡市中央区赤坂２丁目６番５―801号
債務者　岩隈　利絵
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１３号
福岡市早良区星の原団地25番202号
債務者　渡邊　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１４号
福岡市博多区住吉５丁目23番11号
債務者　山崎　邦昭
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２０号
福岡市城南区南片江３丁目８番17―201号
債務者　新原佳代子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２２号
福岡市博多区南八幡町１丁目８番６―507号
債務者　山川亜紀子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1013番地１エスポアール岡本402号
債務者　坂口　和幸
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３５号
福岡県前原市篠原西１丁目17番１―303号
債務者　野田　弘俊
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部